

昭和二十三年政令第七十四号

児童福祉法施行令

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条の二）
- 第二章 保育士（第四条―第二十一条）
- 第三章 福祉の保障（第二十二条―第三十四条）
- 第四章 事業、養育里親及び児童福祉施設（第三十五条―第三十八条）
- 第五章 費用（第三十九条―第四十四条）
- 第六章 審査請求（第四十四条の二―第四十四条の七）
- 第七章 雑則（第四十四条の八―第四十七条）

第一章 総則

**第一条** 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六條の二第二項第二号の政令で定める者は、同項第一号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病（同条第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）にかかつている児童以外の満二十歳に満たない者であつて、満十八歳に達する日前から引き続き指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九條の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。）第二十二條第一項において同じ。）を受けているものとする。

**第一条の二** 法第六條の三第一項第一号の政令で定める措置は、児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。

法第六條の三第一項第一号の政令で定める者は、前項に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事がその者の自立のために同条第一項に規定する児童自立生活援助が必要と認めたものとする。

**第一条の三** 法第十二條の三第七項の政令で定める基準は、同項の所員の数が第三條第一項第一号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として同号に定める数を二で除して得た数（その数に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとする。

**第二条** 都道府県が児童相談所を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都

道府県知事は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

都道府県が児童相談所に法第十二條の四に規定する児童を一時保護する施設を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

**第三条** 法第十三條第二項の政令で定める基準は、各年度において、同条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の数が、次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に定める数を合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとする。

一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務イ及びロに掲げる数を合計した数

イ 各児童相談所の管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。ロ（2）において同じ。）を三万で除して得た数（その数に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

ロ 各児童相談所につき、（一）に掲げる件数から（二）に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を四十で除して得た数（その数に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

（1）当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。）（2）において同じ。）に係る相談に応じた件数

（2）当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として厚生労働省令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

法第十三條第二号に規定する里親に関する業務 当該都道府県が設置する児童相談所の数

法第十三條第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定に

よる広域的な対応が必要な業務、法第十四條第二項の規定による担当区域内の児童に関する状況及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整、都道府県の区域内の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）

法第十三條第七項の政令で定める基準は、各児童相談所につき、同項に規定する指導教育担当児童福祉司の数が児童福祉司の数を六で除して得た数（その数に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）であることとする。

**第三条の二** 法第十三條第三項第一号の施設又は講習会（以下この条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。

指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設設置者又は講習会の実施者（以下この条において「設置者等」という。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、当該施設の所在地又は講習会の開催地（以下この条において「所在地等」という。）の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者等が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、前項の申請書の記載事項（厚生労働省令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、第二項の申請書の記載事項（前項の厚生労働省令で定めるもの以外のもの）であつて厚生労働省令で定めるものに限る。）に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に届け出なければならない。

法第十三條第三項第一号の指定を受けた施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省

令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

法第十三條第三項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該講習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要なものと認めるときは、その必要な限度で、指定児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第七項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

都道府県知事は、指定児童福祉司養成施設等につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第七項の規定による指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月又は講習会の実施月の二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に提出しなければならない。

第二章 保育士

**第四条** 法第十八條の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十一条及び第六十四条の規定

二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十五条の規定

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第三十四号）第四十一条の規定

四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条の規定

五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第七条まで及び第十一条の規定

六 児童虐待の防止等に関する法律第十七条及び第十八条の規定

七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第六章の規定

八 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第三十三条の規定

九 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第三十七条の規定

十 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第八十三条から第八十五条までの規定

十一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定

十二 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）第五章の規定

第十五条（法第十八条の六第一号の指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設について行うものとする。

指定保育士養成施設の指定を受けようとする施設設置者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

指定保育士養成施設設置者は、前項の申請書の記載事項（厚生労働省令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該施設の所在地の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。

指定保育士養成施設設置者は、第二項の申請書の記載事項（前項の厚生労働省令で定めるもの以外のものであつて厚生労働省令で定めるものに限る。）に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

指定保育士養成施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該

施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、指定保育士養成施設につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは法第十八条の七第一項に規定する指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

指定保育士養成施設設置者は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第六条 都道府県知事は、法第十八条の八第三項の保育士試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第七条 法第十八条の九第一項の指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の試験事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のため適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第八号第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指

定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法に違反して、又は特区法第十二条の第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

ハ 特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第八条 指定試験機関は、法第十八条の十一第一項の保育士試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第九条 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

第十条 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第十一条 指定試験機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第十二条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

都道府県知事は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 法第十八条の十第二項（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）、法第十八条の十三第二項又は法第十八条の十五の規定による命令に違反したとき。

二 法第十八条の十一第一項又は第十八条の十の四の規定に違反したとき。

三 法第十八条の十三第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 第七条第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

五 第八条、第九条又は第十一条の規定に違反したとき。

六 次条第一項の条件に違反したとき。

七 特区法施行令第八条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき。

第十三条 法第十八条の九第一項、法第十八条の十第一項、法第十八条の十三第一項若しくは法第十八条の十四又は第十一條の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第十四条 都道府県知事は、指定試験機関が第十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第十二条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第十五条 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第十八条の九第一項の規定による指定をしたとき。

二 第十一条の規定による許可をしたとき。

三 第十二条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第十六条 保育士の登録を受けようとする者は、申請書に法第十八条の六各号のいずれかに該当することを証する書類を添え、その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該保育士試験を行った都道府県知事（指定試験機関が行つた保育士試験を受けた場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を



るものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（次号及び第七号に掲げる者を除く。）千二百五十円

六 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県により認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（次号に掲げる者を除く。）五百円

七 次のイ又はロに掲げる者 零  
イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあった月において、被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者  
ロ イに掲げる者のほか、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならぬことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者

等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五條第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（以下この項において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費算定対象世帯員」という。）が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合における小児慢性特定疾病医療支援負担上限額は、前項の規定にかかわ

らず、同項各号に掲げる医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者の区分に応じ、当該各号に定める額に医療費按分率（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費算定対象世帯員に係る次の各号に掲げる額のうち最も高い額を除いて得た率をいう。）を乗じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。  
一 前項各号に掲げる医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者の区分に応じ、当該各号に定める額  
二 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の区分に応じ、当該各号に定める額  
第二十二條の二 法第十九條の六第一項第三号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者が法第十九條の三第一項又は第十九條の五第一項の規定による申請に關し虚偽の申請をしたときとする。  
第二十二條の三 法第十九條の七、第二十一條の五の三十一及び第二十四條の二十二の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、これらの條の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）受ける規定による療養の給付並びに入院時食料が療養費、保険外併用療養費、療養費、できる訪問看護療養費、移送費、家族療養費、給付家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費	特別
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	特別
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）他の法律において例による場合を含む。の規定による療養補償	特別
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複數事業労働者療養給付及び療養給付	特別

船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償	特別
災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）	特別
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）	特別
消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	特別
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	特別
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。の規定による療養補償	特別
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付	特別
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定による療養給付	特別
自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の規定による損害の補償（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の規定による療養補償に限る。）	特別
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九十九号）の規定による療養給付	特別
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	特別
国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費	特別
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	特別
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族移送費、家族訪問看護療養費	特別
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の規定による療養補償武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百一十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	特別
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	特別
第二十二條の四 法第十九條の九第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、健康保険法第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者とする。	特別
第二十二條の五 法第十九條の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。	特別
一 医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）	特別
二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十二号）	特別
三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百一十三号）	特別
四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	特別
五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）	特別
六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）	特別

- 七 生活保護法
- 八 社会福祉法
  - 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）
  - 十 薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）
  - 十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）
  - 十二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
  - 十三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
  - 十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
  - 十五 児童虐待の防止等に関する法律
  - 十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
  - 十七 認定こども園法
  - 十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
  - 十九 子ども・子育て支援法
  - 二十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
  - 二十一 特区法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
  - 二十二 難病の患者に対する医療等に関する法律
  - 二十三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律
  - 二十四 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

**第二十二條の六** 法第十九条の九第二項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働基準法第七十七条、第一百八条第一項（同法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る。）、第一百九条（同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三十七條の規定に係る部分に限る。）、及び第二百十條（同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一條の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関

- する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四條（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定
- 第二十二條の七** 法第十九条の十第二項の規定により健康保険法第六十八條第二項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第六十五條第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の二第二項第一号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第十九條の十第一項」と、「同條第一項」とあるのは「同法第十九條の九第一項」と読み替えるものとする。
- 第二十二條の八** 法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
  - 一 健康保険法
  - 二 特区法（第十二條の五第七項の規定に限る。）
  - 三 特区法第十二條の五第八項において準用する法律
  - 四 第二十二條の五各号（第二十一號を除く。）に掲げる法律
- 第二十二條の九** 法第十九条の二十第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法第四十五條第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。
- 第二十二條の十** 法第二十一條の二の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法第十九條の二十	小児慢性特定疾病医療費	診療方針	診療方針及び診療報酬
第十九條の三	疾病医療費	診療方針	診療報酬
第二十一條の二	疾病医療費	診療方針	診療報酬
第二十一條の二	疾病医療費	診療方針	診療報酬

- 十九條の二十小児慢性特定診療報酬
- 第三項から第五疾病医療費
- 項まで
- 第二十三條** 法第二十條第六項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 結核にかかつている児童のみを収容する一又は一區画にまとめた二以上の病室を有し、かつ、その病室の収容定員がおおむね二十人以上であること。
  - 二 結核の診療に相当の経験を有する医師を置き、かつ、結核の診療のために必要な設備を有すること。
  - 三 結核にかかつている児童の療養生活の指導を担当する保育士その他の職員を置き、かつ、図書、遊具等その療養生活の指導に必要な設備を有すること。
  - 四 結核にかかつている児童のために、第一号に規定する病室に近接する場所に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二條に規定する特別支援学校（小学部及び中学部が置かれていたものに限る。）が設置されているか、又は当該病院に入院中の結核にかかつている児童のために、同法第八十一條第三項に規定する義務教育に係る特別支援学級の設置若しくは教員の派遣が行われ、若しくは行われるべきことが明らかであること。
- 第二十四條** 法第二十一條の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五條の五第四項及び第二十七條の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六條の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 次号から第六号までに掲げる者以外の者
    - 三万七千二百円
    - 二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援（法第二十一條の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法

第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得額の額（同法附則第五條の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（次号から第六号までに掲げる者を除く。） 四千六百円

三 負担額算定基準者（通所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。）をいう。以下この条及び第二十五條の二において同じ。）のうち無償化対象通所児童（通所給付決定（法第二十一條の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものをいう。以下この条及び第二十五條の二において同じ。）がいる通所給付決定保護者（次号から第六号までに掲げる者を除く。） 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一條の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一條の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）

四 小学校就学前児童(通所給付決定に係る小

に保るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受け

た指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前児童であるものを除く。)及び小学校就学前児童(当該通所給付決定保護者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。)(2)及び第二十五条の二において同じ。)

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受け

た指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長者を除く)小学校就学前児童のうち最年長者である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合

を除く。)に限る。)に係るものに限る。)

に百分の五を乗じて得た額

五

負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月から六月までの場合にあつては、前年度)の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千一百円未満であるもの(次号に掲げる者を除く。)

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受け

た指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者(小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。)

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受け

た指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者(当該通所給付決定保護者のうち最年長者である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。))に限る。)

六

市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者)と同一の世帯に属する者(通所給付決定保護者である支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等)をいう。以下同じ。)

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受け

た指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。))に係るものに限る。)

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受け

た指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者(当該通所給付決定保護者のうち最年長者である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。))に係るものに限る。)

六 市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保

護者及び当該通所給付決定保護者)と同一の世帯に属する者(通所給付決定保護者である支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等)をいう。以下同じ。)

第二十五条の二 法第二十一条の五の四第三項に

規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。





合算額」という。)が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率(通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入、借受け又は修理(第四号及び第二十七条の四第一項において「購入等」という。)をした補装具(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。)であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。)を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する通所給付決定保護者(通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び法第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する入所給付決定保護者(法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。)(入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に受けた指定入所支援(法第二十四条の二第二項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)に係る法第二十四条の二第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された障害児入所給付費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者が通所給付決定保護者である場合にあつては、当該通所給付決定保護者及びその配偶者に限る。第五号において同じ。)が同一の月に受けた障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この号において同じ。)に係る同法第二十九条第三項第一

号に掲げる額及び同法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等(同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。)の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等(補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に購入等をした補装具に係る同条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入等をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)が同一の月に受けた居室サービス等(介護保険法第五十一条に規定する居室サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。))及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下この号において同じ。)に係る介護サービス費等(同法第五十一条に規定する居室介護サービス費、特別居室介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特別地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特別施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特別介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特別地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。)の合計額に九十十分の百(同法第四十九條の二第一項又は第五十九條の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第四十九條の二第二項又は第五十九條の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において

市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額)を乗じて得た額

ら特定保護者負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者按分率(入所給付決定保護者又は支給決定障害者等である通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額を同号から同項第三号までに掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に通所給付決定保護者按分率を乗じて得た額

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児通所支援負担上限月額(当該通所給付決定保護者が入所給付決定保護者であるときは、障害児通所支援負担上限月額と当該入所給付決定保護者に係る第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額のいずれか高い額)とする。

第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する通所給付決定保護者(通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。)に係る第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第三項の特定保護者負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

高額障害児通所給付費の支給に関する手続に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十五条の六 前条第一項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十四条各号に定める額とする。

二 市町村市民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月に於いて被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の七 指定障害児通所支援事業者(法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。)(医療型児童発達支援を提供するものを除く。)、指定障害児入所施設(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設

設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第三項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第三項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 精神保健福祉法（平成九年法律第三百三十一号）

二 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

三 第二十二條の五第五号から第八号まで、第十一号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる法律

指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第三項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第三項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の政令で定める法律の規定は、第二十二條の六各号に掲げる規定とする。

**第二十五条の九** 法第二十一条の五の十五第三項第六号（法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の十九第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、障害児通所支援事業所（法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。）を管理する者とする。

**第二十五条の十** 法第二十一条の五の十六第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替読み替えられる読み替える字	法第二十一条の五の障害児通所支援指定障害児通所支援事業者	読み替えられる読み替える字	法第二十一条の五の障害児通所支援指定障害児通所支援事業者
法第二十一条の五の障害児通所支援指定障害児通所支援事業者	読み替えられる読み替える字	法第二十一条の五の障害児通所支援指定障害児通所支援事業者	読み替えられる読み替える字
法第二十一条の五の障害児通所支援指定障害児通所支援事業者	読み替えられる読み替える字	法第二十一条の五の障害児通所支援指定障害児通所支援事業者	読み替えられる読み替える字

三 前項各号（第五号を除く。）に掲げる法律第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十九第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者  
四万二千元

二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じ世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）  
二万四千六百元

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じ世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。）  
一万五千元

四 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じ世帯に属する者が、指定通所支援のあつた月において、被保護者である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る通所給付決定保護者の肢体不自由児通所医療負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二千元」とあるのは「零以上四万二千元以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百元」とあるのは「零以上二万四千六百元以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援（肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。次号において同じ。）を行うものに限る。）に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は、当該額とする。）

イ 前項第一号に掲げる者 三万七千二百円

ロ 前項第二号に掲げる者 二万四千六百元

ハ 前項第三号に掲げる者 一万五千元

ニ 前項第四号に掲げる者 零

二 通所給付決定保護者が同一の月に受けた法第二十一条の五の二十九第二項に規定する肢体不自由児通所医療に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は、当該額とする。）及び通所給付決定保護者が同一の月に受けた肢体不自由児通所医療に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食料療養標準負担額の合計額



得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に入所給付決定保護者按分率を乗じて得た額

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児入所支援負担上限月額（当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者であるときは、障害児入所支援負担上限月額と当該通所給付決定保護者に係る障害児通所支援負担上限月額のいずれが高い額）とする。

第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する入所給付決定保護者（入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）に係る第二十五条の五第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第三項の特定保護者負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

高額障害児入所給付費の支給に関する手続に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十七条の五 前条第一項の高額障害児入所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十七条の二各号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 三万七千二百円  
二 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当事務の場合における当該入所給付決定保護者 零

第二十七条の六 特定入所障害児食費等給付費は、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下この条において同じ。）における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに入所給付決定保護者（法第二十四条の七第一項の厚生労働省令で定める者に限る。第三項において同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定した額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。

厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害児入所施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

第一項の規定にかかわらず、入所給付決定保護者が指定障害児入所施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費の支給があつたものとみなされた入所給付決定保護者にあつては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払つた場合には、特定入所障害児食費等給付費を支給しない。

第二十七条の七 法第二十四条の七第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 4 columns: 法中の読み替へられる字句 (Legal text to be replaced), 読み替へられる字句 (Replacement text), 法中の読み替へられる字句 (Legal text to be replaced), 読み替へられる字句 (Replacement text). Rows correspond to articles 27-1 through 27-10.

援の取扱に關する部分に限る。）  
第二十条の四第三項の第十項において準用する第二十四条の七第二項  
第二十七条の八 法第二十四条の九第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 4 columns: 法中の読み替へられる字句 (Legal text to be replaced), 読み替へられる字句 (Replacement text), 法中の読み替へられる字句 (Legal text to be replaced), 読み替へられる字句 (Replacement text). Rows correspond to articles 27-1 through 27-10.

第二十一条の五の二十五第三項第九号  
第二十一条の五の二十五第三項第十号  
第二十一条の五の二十五第三項第十一号  
第二十一条の五の二十五第三項第十二号  
第二十一条の五の二十五第三項第十三号  
第二十一条の五の二十五第三項第十四号  
第二十一条の五の二十五第三項第十五号  
第二十一条の五の二十五第三項第十六号  
第二十一条の五の二十五第三項第十七号  
第二十一条の五の二十五第三項第十八号  
第二十一条の五の二十五第三項第十九号  
第二十一条の五の二十五第三項第二十号  
第二十一条の五の二十五第三項第二十一号  
第二十一条の五の二十五第三項第二十二号  
第二十一条の五の二十五第三項第二十三号  
第二十一条の五の二十五第三項第二十四号  
第二十一条の五の二十五第三項第二十五号  
第二十一条の五の二十五第三項第二十六号  
第二十一条の五の二十五第三項第二十七号  
第二十一条の五の二十五第三項第二十八号  
第二十一条の五の二十五第三項第二十九号  
第二十一条の五の二十五第三項第三十号  
第二十一条の五の二十五第三項第三十一号  
第二十一条の五の二十五第三項第三十二号  
第二十一条の五の二十五第三項第三十三号  
第二十一条の五の二十五第三項第三十四号  
第二十一条の五の二十五第三項第三十五号  
第二十一条の五の二十五第三項第三十六号  
第二十一条の五の二十五第三項第三十七号  
第二十一条の五の二十五第三項第三十八号  
第二十一条の五の二十五第三項第三十九号  
第二十一条の五の二十五第三項第四十号  
第二十一条の五の二十五第三項第四十一号  
第二十一条の五の二十五第三項第四十二号  
第二十一条の五の二十五第三項第四十三号  
第二十一条の五の二十五第三項第四十四号  
第二十一条の五の二十五第三項第四十五号  
第二十一条の五の二十五第三項第四十六号  
第二十一条の五の二十五第三項第四十七号  
第二十一条の五の二十五第三項第四十八号  
第二十一条の五の二十五第三項第四十九号  
第二十一条の五の二十五第三項第五十号  
第二十一条の五の二十五第三項第五十一号  
第二十一条の五の二十五第三項第五十二号  
第二十一条の五の二十五第三項第五十三号  
第二十一条の五の二十五第三項第五十四号  
第二十一条の五の二十五第三項第五十五号  
第二十一条の五の二十五第三項第五十六号  
第二十一条の五の二十五第三項第五十七号  
第二十一条の五の二十五第三項第五十八号  
第二十一条の五の二十五第三項第五十九号  
第二十一条の五の二十五第三項第六十号  
第二十一条の五の二十五第三項第六十一号  
第二十一条の五の二十五第三項第六十二号  
第二十一条の五の二十五第三項第六十三号  
第二十一条の五の二十五第三項第六十四号  
第二十一条の五の二十五第三項第六十五号  
第二十一条の五の二十五第三項第六十六号  
第二十一条の五の二十五第三項第六十七号  
第二十一条の五の二十五第三項第六十八号  
第二十一条の五の二十五第三項第六十九号  
第二十一条の五の二十五第三項第七十号  
第二十一条の五の二十五第三項第七十一号  
第二十一条の五の二十五第三項第七十二号  
第二十一条の五の二十五第三項第七十三号  
第二十一条の五の二十五第三項第七十四号  
第二十一条の五の二十五第三項第七十五号  
第二十一条の五の二十五第三項第七十六号  
第二十一条の五の二十五第三項第七十七号  
第二十一条の五の二十五第三項第七十八号  
第二十一条の五の二十五第三項第七十九号  
第二十一条の五の二十五第三項第八十号  
第二十一条の五の二十五第三項第八十一号  
第二十一条の五の二十五第三項第八十二号  
第二十一条の五の二十五第三項第八十三号  
第二十一条の五の二十五第三項第八十四号  
第二十一条の五の二十五第三項第八十五号  
第二十一条の五の二十五第三項第八十六号  
第二十一条の五の二十五第三項第八十七号  
第二十一条の五の二十五第三項第八十八号  
第二十一条の五の二十五第三項第八十九号  
第二十一条の五の二十五第三項第九十号  
第二十一条の五の二十五第三項第九十一号  
第二十一条の五の二十五第三項第九十二号  
第二十一条の五の二十五第三項第九十三号  
第二十一条の五の二十五第三項第九十四号  
第二十一条の五の二十五第三項第九十五号  
第二十一条の五の二十五第三項第九十六号  
第二十一条の五の二十五第三項第九十七号  
第二十一条の五の二十五第三項第九十八号  
第二十一条の五の二十五第三項第九十九号  
第二十一条の五の二十五第三項第一百号

Table with 4 columns: 法中の読み替へられる字句 (Legal text to be replaced), 読み替へられる字句 (Replacement text), 法中の読み替へられる字句 (Legal text to be replaced), 読み替へられる字句 (Replacement text). Rows correspond to articles 27-1 through 27-10.

第二十七条の九 法第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の二十五第三項第六号の政令で定める使用人は、障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）を管理する者とする。

第二十七条の十 法第二十四条の十第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。







第二十一条の第二十四條の五の二十四第三十二第二項	第二十四條の二十障害児通所支障害児相談支	第二十二項において援	第二十一項において援
第二十二項	第二十二項	第二十二項	第二十二項
第二十三項	第二十三項	第二十三項	第二十三項
第二十四條の二十四第四号から第五号から第八第二項において六号まで又は六号まで、第九号から第九号から第九号、第十号の五の十五第三号まで	第二十四條の二十四第四号から第五号から第八第二項において六号まで又は六号まで、第九号から第九号から第九号、第十号の五の十五第三号まで	第二十四條の二十四第四号から第五号から第八第二項において六号まで又は六号まで、第九号から第九号から第九号、第十号の五の十五第三号まで	第二十四條の二十四第四号から第五号から第八第二項において六号まで又は六号まで、第九号から第九号から第九号、第十号の五の十五第三号まで

**第二十七條の十八** 指定障害児相談支援事業者に係る法第二十四條の三十六第九號の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 第二十二條の第五号から第八号まで及び第十一号から第十九号までに掲げる法律
- 二 第二十五條の十二第一項各号（第五号を除く。）に掲げる法律

**第二十七條の十九** 法第二十四條の三十六第十一號の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所を管理する者とする。

**第二十八條** 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事は、法第二十五條の八第三号に規定する保育の利用等又は法第二十七條第一項第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の保育の利用等若しくは措置に変更する場合には、現にその保護に当たっている児童福祉施設の長、家庭的保育事業等を行う者又は法第六條の二の第二第三項に規定する指定発達支援医療機関の長の意見を参考としなければならない。法第三十一條第一項から第三項までに規定する児童について、これらの規定により、満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七條第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採る場合においても、同様とする。

**第二十九條** 都道府県知事は、法第六條の四第三號の規定により里親の認定をするには、法第八條第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にある）は、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。の意見を聴かなければならない。

**第三十條** 都道府県知事は、法第二十七條第一項第三號の規定により児童を里親に委託する措置を採つた場合には、児童福祉司、知的障害者福祉法第九條第五項に規定する知的障害者福祉司又は社会福祉主事のうち一人を指定して、里親の家庭を訪問して、必要な指導をさせなければならない。

**第三十一條** 削除

**第三十二條** 都道府県知事は、法第二十七條第一項第一号から第三号までの措置（同条第三項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは法第二十七條第二項の措置を採る場合又は同条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、又は都道府県知事が意見と認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

前項ただし書に規定する場合において、都道府県知事は、速やかに、その採つた措置について都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

**第三十三條** 都道府県知事は、法第三十條第一項の規定により届出をした者が当該児童とともに他の都道府県の区域内に居住地を変更したときは、直ちに、その者の新居住地の都道府県知事に、その旨及びその者の指導につき必要な事項を通知しなければならない。

**第三十四條** この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

**第四章** 事業、養育里親及び児童福祉施設

**第三十五條** 法第三十四條の十五第三項第四号の政令で定める法律は、第二十二條の五第七号、第八号、第十二号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる法律とする。

**第三十五條の二** 法第三十四條の十五第三項第四号の政令で定める法律の規定は、第二十二條の六各号に掲げる規定とする。

**第三十五條の三** 法第三十四條の十五第三項第四号の政令で定める使用人は、申請者の行う家庭的保育事業等を管理する者及び申請者の設置する保育所の管理者とする。

（同条第一項ただし書に規定する都道府県にある）は、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。の意見を聴かなければならない。

**第三十五條の四** 市町村長は、当該職員をして、一年に一回以上、国及び都道府県以外の者が行う家庭的保育事業等が法第三十四條の十六第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを实地につき検査させなければならない。

**第三十五條の五** 法第三十四條の二十第一項第二號の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童扶養手当法
- 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 三 児童手当法
- 四 平成二十二年法度等における子ども手当の支給に関する法律
- 五 平成二十三年法度における子ども手当の支給に関する特別措置法
- 六 第二十二條の五第八号、第十七号、第十九号、第二十一号及び第二十三号に掲げる法律

**第三十六條** 都道府県は、法第三十五條第二項の規定により、児童自立支援施設を設置しなければならない。

**第三十六條の二** 法第三十五條第五項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法
- 二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）
- 三 第二十二條の五第七号、第八号、第十二号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる法律

**第三十六條の三** 法第三十五條第五項第四号の政令で定める法律の規定は、第二十二條の六各号に掲げる規定とする。

**第三十七條** 国、都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条及び次条において同じ。）及び児童福祉施設の職員の養成施設は、法第四十九條の規定により、それぞれ厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が、これを管理する。

**第三十八條** 都道府県知事は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五條第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを实地につき検査させなければならない。

**第五章** 費用

**第三十九條** 都道府県又は市町村の支弁する費用に対する国庫又は都道府県の負担又は補助に關しては、法第五十條から第五十五條までに規定するもののほか、この章の定めるところによる。

（同条第一項ただし書に規定する都道府県にある）は、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。の意見を聴かなければならない。

**第四十條及び第四十一條** 削除

**第四十二條** 法第五十三條又は第五十五條の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第五十條第五号に掲げる費用については、当該年度において現に法第二十條第二項の医療に係る給付に要した費用の額及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同項の物品の支給に要する費用の額の合計額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六條第二項の規定による徴収金の額を控除した額

二 法第五十條第五号の二に掲げる費用については、小児慢性特定疾病医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

三 法第五十條第五号の三に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

四 法第五十條第六号、第六号の二若しくは第七号又は第五十一條第三号若しくは第五号に掲げる費用（第六号及び第七号の規定による費用を除く。）については、厚生労働大臣が児童福祉施設又は家庭的保育事業等の種類、入所定員又は利用定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設又は家庭的保育事業等の職員の給与費、入所者又は利用者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六條第二項の規定による徴収金の額を控除した額

五 法第五十條第六号の三に掲げる費用については、障害児入所給付費、高齢障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給に要した費用の額

（同条第一項ただし書に規定する都道府県にある）は、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。の意見を聴かなければならない。

(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)

六 法第五十条第七号に掲げる費用のうち障害児入所施設に係る費用又は同条第七号の二に掲げる費用については、法第二十七条第二項、第四十二条第二号又は第四十三条第二号の規定による治療に関し現に要した費用の額及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した知識技能を与え、又は日常生活の指導をするために必要な職員の給与費、入所者の日用品費その他の経費の額の合計額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

七 法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親への委託の措置に係る費用については、厚生労働大臣が当該措置を受けた児童の年齢等を考慮して定める基準によつて算定した日常生活費その他の経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

八 法第五十条第八号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第十二条の四の規定による施設の職員の給与費、一時保護が行われた児童の日常生活費その他の経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)

九 法第五十一条第一号に掲げる費用については、障害児通所給付費、特別障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))

十 法第五十一条第二号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

十一 法第五十一条第六号に掲げる費用については、障害児相談支援給付費又は特別障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))

十二 法第五十三条及び第五十五条の規定により交付した国庫及び都道府県の負担金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を返還させることができる。

一 家庭的保育事業等を行う者が、法第三十四条の十七第四項の規定により、その事業の制限又は停止を命ぜられたとき。

二 児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。次号及び第五号において同じ。)の設置者が、法第四十六条第四項の規定により、その事業の停止を命ぜられたとき。

三 児童福祉施設の設置者が、法第五十八条第一項の規定により、法第三十五条第四項の認可を取り消されたとき。

四 家庭的保育事業等を行う者が、法第五十八条第二項の規定により、法第三十四条の十五第二項の認可を取り消されたとき。

五 児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者が、法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分違反したとき。

六 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十一条第一項の規定により、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ぜられたとき。

七 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十一条第一項の規定により、認定こども園法第二十七条第一項の認可を取り消されたとき。

八 幼保連携型認定こども園の設置者が、法若しくは認定こども園法若しくはこれらの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分違反したとき。

九 児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者若しくは家庭的保育事業等を行う者が、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は児童相談所若しくは児童福祉施設若しくは家庭的

保育事業等を行う場所が当初予定した目的以外の用途に利用されるようになったとき。

十 負担金交付の条件に違反したとき。

十一 詐偽の手段で、負担金の交付を受けたとき。

第十四条 法第五十六条第二項に規定する都道府県又は市町村(以下この条において「都道府県等」という。)の長は、同項に規定する費用(以下この条において「療育の給付等の費用」という。)の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、本人又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。)の見やすい方法により公表しなければならない。

法第五十六条第三項の規定により療育の給付等の費用の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県等の規則の定めるところにより、その収納した療育の給付等の費用を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県等又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十八条に規定する当該都道府県等の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

法第五十六条第三項の規定により療育の給付等の費用の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県等は、当該委託に係る療育の給付等の費用の収納の事務について検査することができる。

第六章 審査請求

第四十四条の二 法第五十六条の五の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替える規定
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十七条	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条	児童福祉法第五十六条の五の五第二項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十九条	児童福祉法第五十六条の五の五第三項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一百条	児童福祉法第五十六条の五の五第四項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一百零一条	児童福祉法第五十六条の五の五第五項
障害者介護障害児通所給付費給付費等不服審査会	児童福祉法第五十六条の五の五第六項

等不服審査会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条地域相談障害児通所給付費等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十七条児童福祉法第五十六条の五の五第一項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条児童福祉法第五十六条の五の五第二項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十九条児童福祉法第五十六条の五の五第三項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一百条児童福祉法第五十六条の五の五第四項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一百零一条児童福祉法第五十六条の五の五第五項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一百零二条児童福祉法第五十六条の五の五第六項

不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

不服審査会において別段の定めをした場合の  
ほかは、合議体の議決をもつて不服審査会の議  
決とする。

**第四十四条の六** 法第五十六条の五の五第二項に  
おいて準用する障害者の日常生活及び社会生活  
を総合的に支援するための法律第百二条の規定  
による通知は、審査請求書の副本若しくは写し  
又は行政不服審査法(平成二十六年法律第六十  
八号)第二十一条第二項に規定する審査請求録  
取書の写しを送付することにより行わなければ  
ならない。

**第四十四条の七** 都道府県が法第五十六条の五の  
五第二項において準用する障害者の日常生活及  
び社会生活を総合的に支援するための法律第百  
三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当  
及び宿泊料については、地方自治法第二百七条  
の規定に基づく条例による実費弁償の例による  
ものとし、報酬については、条例の定めるとこ  
ろによる。

**第七章 雑則**

**第四十四条の八** 法第五十七条の三の四第一項の  
指定は、同項各号に掲げる事務(以下「市町村  
等事務」という。)を行う事務所(以下「市町村  
等事務所」という。)を行う事務所(以下「市町村  
等事務所」という。)を行う事務所(以下「市町村  
等事務所」という。)

法第五十七条の三の四第一項の指定を受けよ  
うとする者は、当該指定に係る市町村等事務を  
行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働  
省令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働  
省令で定める書類を添付して、これを当該事務  
所の所在地の都道府県知事に提出しなければ  
ならない。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合に  
おいて、次のいずれかに該当するときは、法第  
五十七条の三の四第一項の指定をしてはなら  
ない。

- 一 申請者が、次条に規定する市町村等事務の  
運営に関する基準に従つて適正な市町村等事  
務の運営をすることができないと認められる  
とき。
- 二 申請者が、障害児通所支援又は障害児相談  
支援を提供しているとき。
- 三 申請者が、法及び第二十五条の七第一項各  
号又は第二項各号(第三号を除く。)に掲げ  
る法律の規定により罰金の刑に処せられ、そ  
の執行を終わり、又は執行を受けることがな  
くなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第四十四条の十二第一項の規定  
により指定を取り消され、その取消しの日か  
ら起算して五年を経過しない者であるとき。

五 申請者が、第四十四条の十二第一項の規定  
による指定の取消しの処分に係る行政手続法  
(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定  
による通知があつた日から当該処分をする日  
又は処分をしないことを決定する日までの間  
に第四十四条の十第一項の規定による市町村  
等事務の廃止の届出をした者(当該市町村等  
事務の廃止について相当の理由がある者を除  
く。)で、当該届出の日から起算して五年を  
経過しないものであるとき。

六 申請者が、指定の申請前五年以内に障害児  
通所支援若しくは障害児相談支援又は市町村  
等事務に関し不正又は著しく不当な行為をし  
た者であるとき。

七 申請者の役員等(法第二十一条の五の十五  
第三項第六号に規定する役員等をいう。ハ及  
びニ並びに第四十四条の十二第一項第八号に  
おいて同じ。)のうちに次のいずれかに該当  
する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終  
わり、又は執行を受けることがなくなるま  
での者

ロ 第二号又は前号に該当する者

ハ 第四十四条の十二第一項の規定により指  
定を取り消された法人において、その取消  
しの処分に係る行政手続法第十五条の規定  
による通知があつた日(前六十日以内)にその  
役員等であつた者で当該取消しの日から起  
算して五年を経過しないもの

ニ 第五号に規定する期間内に第四十四条の  
十第一項の規定による市町村等事務の廃止  
の届出をした法人(当該市町村等事務の廃  
止について相当の理由がある法人を除く。)  
において、同号の通知の日(前六十日以内)に  
その役員等であつた者で当該届出の日から  
起算して五年を経過しないもの

**第四十四条の九** 法第五十七条の三の四第一項に  
規定する指定事務受託法人(以下「指定事務受  
託法人」という。)は、厚生労働省令で定める  
市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町  
村等事務を行わなければならない。

**第四十四条の十** 指定事務受託法人は、当該指定  
に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所  
在地その他厚生労働省令で定める事項を変更し  
ようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止  
し、休止し、若しくは再開しようとするとき  
は、厚生労働省令で定めるところにより、その

三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け  
出なければならない。

都道府県知事は、前項の規定による届出があ  
つたときは、その旨を、指定事務受託法人に事  
務を委託している市町村長に通知しなければな  
らない。

**第四十四条の十一** 都道府県知事は、市町村等事  
務の適正な実施を確保するため必要があると認  
めるときは、その必要限度で、指定事務受託  
法人に対し、報告を求めることができる。

**第四十四条の十二** 都道府県知事は、指定事務受  
託法人が次のいずれかに該当する場合は、そ  
の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定  
の全部若しくは一部の効力を停止することがで  
きる。

一 指定事務受託法人が、法第五十七条の三の  
四第一項に規定する厚生労働省令で定める要  
件に該当しなくなつたとき。

二 指定事務受託法人が、第四十四条の九に規  
定する市町村等事務の運営に関する基準に従  
つて適正な市町村等事務の運営をすることが  
できなくなつたとき。

三 指定事務受託法人が、第四十四条の八第二  
項第二号、第三号又は第七号のいずれかに該  
当するに至つたとき。

四 指定事務受託法人が、前条の規定により報  
告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告  
をしたとき。

五 指定事務受託法人が、不正の手段により法  
第五十七条の三の四第一項の指定を受けたこ  
とが判明したとき。

六 指定事務受託法人が、法及び第二十五条の  
十二第一項各号若しくは第二項各号(第三号  
を除く。)に掲げる法律又はこれらの法律に  
基づく命令若しくは処分又は違反したとき。

七 指定事務受託法人が、市町村等事務に関し  
不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八 指定事務受託法人の役員等のうちに、その  
指定の取消し又はその指定の全部若しくは一  
部の効力の停止をしようとするとき(前五年以  
内に障害児通所支援若しくは障害児相談支援  
又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当  
な行為をした者があるとき)。

市町村は、市町村等事務を委託した指定事務  
受託法人について、前項各号のいずれかに該当  
すると認めるときは、その旨を都道府県知事に  
通知しなければならない。

**第四十四条の十三** 都道府県知事は、次に掲げる  
場合には、その旨を公示しなければならない。  
一 法第五十七条の三の四第一項の指定をした  
とき。

二 第四十四条の十第一項の規定による届出  
(同項の厚生労働省令で定める事項の変更に  
係るものを除く。)があつたとき。

三 前条第一項の規定により法第五十七条の三  
の四第一項の指定を取り消し、又は指定の全  
部若しくは一部の効力を停止したとき。

市町村又は都道府県は、法第五十七条の三の  
四第一項の規定による委託の全部又は一部を解  
除したときは、厚生労働省令で定めるところに  
より、その旨を公示しなければならない。

**第四十五条** 指定都市において、法第五十九条の  
四第一項の規定により、指定都市が処理する事  
務については、地方自治法施行令第七十四条  
の二十六第一項から第七項までに定めるところ  
による。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の  
中核市(以下「中核市」という。)において、  
法第五十九条の四第一項の規定により、中核市  
が処理する事務については、地方自治法施行令  
第七十四条の四十九の二に定めるところによ  
る。

**第四十五条の二** 法第五十九条の四第一項の政令  
で定める市(特別区を含む。)は、東京都港区、  
世田谷区、中野区、荒川区及び江戸川区、横須  
賀市、金沢市、明石市並びに奈良市とする。

**第四十五条の三** 児童相談所設置市において、法  
第五十九条の四第一項の規定により、児童相談  
所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の  
規定により、都道府県が処理することとされて  
いる事務(法第十一条第一号及び第二号  
イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同  
項第三号の規定による広域的な対応が必要な業  
務、同条第二項の規定による助言、法第十三条  
第三項第一号の規定並びに第三條の二第二項か  
ら第七項まで、第十項及び第十一項の規定によ  
る同号に規定する施設及び講習会の指定等、法  
第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の  
規定並びに第五条第二項から第七項までの規定  
による指定保育士養成施設の指定等、法第十八  
条の八第二項の規定による保育士試験、同条第  
三項の規定による保育士試験委員の設置、法第  
十八条の九、第十八条の十(法第十八条の十一  
第二項において準用する場合を含む。)及び第

十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七條、第九條、第十條から第十三條まで及び第十五條の規定による指定試験機関の指定等、法第十八條の十八から第十八條の二十までの規定及び第十六條から第二十條までの規定による保育士の登録等、法第二十一條の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一條の五の二十一第一項（法第二十四條の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、法第三十三條の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、法第三十三條の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画に係る同条第十三條の二十二第二項に規定する都道府県障害児福祉計画に係る同条並びに法第三十三條の二十三及び第三十三條の二十四第一項の規定による作成等、児童相談所設置市が行う法第三十四條の第三項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四條の五の規定による質問等及び法第三十四條の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四條の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う病児保育事業に係る法第三十四條の十八の二の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六條の規定による質問等及び第三十八條の規定による検査、法第五十五條の規定による法第五十一條第五号の費用の負担、法第五十六條の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六條の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、法第五十六條の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、法第五十六條の七第三項の規定による支援、法第五十七條の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七條の三の三の規定による質問等、法第五十七條の三の四第一項及び第四項の規定並びに第四十四條の八及び第四十四條の十から第四十四條の十三までの規定による指定事務受託法人による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合において

ては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

前項に定めるもののほか、児童相談所設置市は、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により、都道府県が処理することとされている児童福祉に関する事務を処理するものとする。この場合においては、同法中都道府県に関する規定は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

児童相談所設置市の長は、第一項の規定により法第十九條の二十第一項（法第二十一條の二及び第二十四條の二十一において準用する場合を含む。）の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、法第十九條の二十第三項（法第二十一條の二及び第二十四條の二十一において準用する場合を含む。）の意見の聴取に關し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、児童相談所設置市は、第六項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、法第八條第三項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

第一項及び第二項の場合においては、前項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八條第九項、第二十七條第六項、第三十三條の十五第三項、第三十五條第六項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を都道府県児童福祉審議会とみなして、法第三十三條の十二第一項及び第三項、第三十三條の十三並びに第三十三條の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

第一項及び第二項の場合においては、法第三十條第二項及び第三項、第十八條第一項及び第三

項、第五十五條（法第五十一條第五号に係る部分を除く。）並びに第五十六條の八第六項の規定は、適用しない。

第一項及び第二項の場合においては、法第三十條の第三第二項中「市町村の行うこの法律に基づき児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要の助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一條第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一條第一項第二号（イを除く。）に掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、法第十一條第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、法第十二條第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）とあるのは「前条第一項第二号（イを除く。）と、法第十三條第二項中「第二十七條第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況」とあるのは「及び第二十七條第一項第三号の規定による里親への委託の状況」と、同条第八項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、法第十八條第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一條の五の十五第一項（法第二十一條の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ことに行う」とあるのは「ことに行う。この場合において、第五十九條の四第一項の児童相談所設置市（以下第五十六條の八第三項までにおいて「児童相談所設置市」という。）の長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、法第二十一條の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八條の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百七十五條の十五第二項の規定による事業の廃止

若しくは休止の」と、法第二十一條の五の二十六第二項第二号中「という。」とあるのは「という。」又は児童相談所設置市」と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の長」と、同条第三項中「又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「指定都市若しくは中核市の長又は児童相談所設置市の長」と、法第二十一條の五の二十七第二項（法第二十四條の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十一條の五の二十八第五項（法第二十四條の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十四條の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「区域以外の区域」と、法第二十四條の九第一項（法第二十四條の十第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、児童相談所設置市の長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、法第二十六條第一項第二号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七條第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」と、法第三十條第一項中「（以内）」と、同条第二項中「（以内）」とあるのは「（以内）」と、同条第三項中「（以内）」と、法第三十四條の三第二項から第四項まで及び第三十四條の四「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四條の五第一項及び第三十四條の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）と、法第三十四條の八中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十五條第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二條第二項第一号」とあるのは「第六十一條第二項第一号」



(施行期日)  
第一条 この政令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年八月一日政令第二四号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和四十四年六月二十五日政令第七四号)

この政令は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和四十八年二月二十六日政令第三七一号)

この政令は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和五十二年八月二日政令第二五号)

この政令は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和五十二年三月十五日政令第二七号)

1 この政令は、公布の日から施行する。  
2 この政令の施行前に第十三条第一項第一号の施設を卒業した男子は、この政令の施行の日、改正後の第二十二条において準用する同号に該当する者となつたものとみなす。

附則 (昭和五十三年五月二三日政令第一八六号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。  
2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる審議会については、公布の日から起算して六月を経過する日までは適用しない。  
一 改正後の児童福祉法施行令第一条及び第二条第一項の規定 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会

附則 (昭和五十九年三月一七日政令第三五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五十九年九月七政令第二八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年十月一日)から施行する。

附則 (昭和六〇年五月一八日政令第一二七号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和六〇年七月二二日政令第二五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定(児童福祉法施行令第十八条の二の改正規定を除く)、第二条、第三条、第八条及び第九条の規定並びに第十条の規定(地方自治法施行令第七十四条の二十六第一項及び第三項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定並びに第七十四条の二十七第二項、第七十四条の三十二第二項及び第七十四条の四十二第二号の改正規定に限る。)は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第五号に定める日(昭和六十一年一月十二日)から施行する。

附則 (昭和六一年九月五日政令第二九一号)

この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。  
附則 (昭和六二年一月一三日政令第四号)

1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
2 昭和六十一年度以前の年度の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十七条の二の規定による国の負担、精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十六条第一項の規定による国の負担、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十四条第一項又は第二十六条第一項の規定による都道府県又は国の負担及び母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第二十一条第二項の規定による国の負担については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年三月二〇日政令第五四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二年二月七日政令第三四七号)

この政令は、平成三年一月一日から施行する。ただし、第一条中老人福祉法施行令第四条及び第五条第四項の改正規定並びに同令第六条を同令第七条とし、同令第五条の次に一条を加

える改正規定、第二条中身体障害者福祉法施行令第十条の改正規定(「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改める部分を除く。)及び同条の次に一条を加える改正規定、第三条中精神薄弱者福祉法施行令第二条の改正規定及び同令本則に一条を加える改正規定、第四条中児童福祉法施行令第十四条、第十五条及び第十七条の改正規定並びに同令第五章中第十八条の二を第十八条の三とし、同令第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定、第七条中地方自治法施行令第七十四条の二十六第五項の改正規定(並びに第五十五条の二)を「第五十五条並びに第五十五条の二」に改める部分に限る。)、同令第六項の改正規定(「第五十一条第一号」を「第五十一条第一号の二」に改める部分に限る。)、同令第七十四条の二十八第五項の改正規定(「第三十七条の二各号列記以外の部分」を「同法第三十七条の二第一項」に改める部分及び「同条第五号」を「同項第五号」に改める部分に限る。)、及び同令第七十四条の三十一の二第二項の改正規定(「第二十四条第一項」の下に「及び第二項」を加える部分に限る。)、並びに第九条の規定は、同年四月一日から施行する。

附則 (平成六年九月一九日政令第三〇三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。  
附則 (平成六年二月二一日政令第三九八号)

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日(平成七年四月一日)から施行する。

附則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成九年九月二五日政令第二九一号) 抄

この政令は、平成十年四月一日から施行する。  
附則 (平成十一年二月一八日政令第二四号) 抄

1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条中児童福祉法施行令第九条第三号及び第十三条の改正規定並びに同令第二十二条を削る改正規定、第二条中厚生省組織令第八十条第四号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。  
(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法施行令(以下この条において「旧令」という。)

第十三条第一項(旧令第二十二條において準用する場合を含む。))に規定する保母として児童の保育に従事している者は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令(以下この条において「新令」という。))第十三条第一項に規定する保母士として児童の保育に従事している者

とみなす。  
2 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧令第十三条第一項第一号又は第二号(これらの規定を旧令第二十二條において準用する場合を含む。))に該当する者(児童福祉法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第二十七号)附則第二項の規定により旧令第十三条第一項第一号に該当する者となつたものとみなされた者を含む。))は、新令第十三条第一項第一号又は第二号に該当する者となつたものとみなす。  
3 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧令第十三条第一項第一号の厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設であるものは、新令第十三条第一項第一号の厚生大臣の指定する保母士を養成する学校その他の施設とみなす。

附則 (平成一〇年一月二六日政令第三七二号)

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年二月八日政令第三九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行前に第四条の規定による改正前の児童福祉法施行令第十五条第一項の規

定によりされた建物の建築、買収又は改造（以下この条において「建物の建築等」という。）についての承認は、第四条の規定による改正後の児童福祉法施行令第十五条第一項の規定によりされた建物の建築等の同意とみなす。

附則（平成二十二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。（委員等の任期に関する経過措置）

3 この政令の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかわらず、その日に満了する。

一 略  
二 中央児童福祉審議会

附則（平成二十二年六月七日政令第三三〇号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年六月一四日政令第三三六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年一〇月二二日政令第四四八号）抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年二月八日政令第二七〇号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年六月五日政令第一九七号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年七月二二日政令第二五六号）抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、平成十四年十月一日から施行する。

附則（改正法附則第三条の政令で定める学校その他の施設）

第二条 児童福祉法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条の政令で定める

学校その他の施設は、この政令の施行の際現にこの政令による改正前の児童福祉法施行令（以下「旧令」という。）第十三条第一項第一号の規定による指定保育士養成施設の指定を受けている施設とする。

第三条 改正法附則第四条の政令で定める者は、この政令の施行の際現に次のいずれかに該当する者とする。

一 旧令第十三条第一項各号に該当する者  
二 前号に掲げる者のほか、児童の保育に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるもの

（改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行に伴う経過措置）  
第四条 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に改正法による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第三十九條第一項に規定する業務を行っている新法第三十九條の二第一項に規定する施設の設置者であつて同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出ているものは、改正法附則第六條の規定により読み替えて適用される新法第五十九條の二第一項の規定による届出をした者とみなす。

附則（平成一五年三月三一日政令第一五〇号）抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

学校その他の施設は、この政令の施行の際現にこの政令による改正前の児童福祉法施行令（以下「旧令」という。）第十三条第一項第一号の規定による指定保育士養成施設の指定を受けている施設とする。

第三条 改正法附則第四条の政令で定める者は、この政令の施行の際現に次のいずれかに該当する者とする。

一 旧令第十三条第一項各号に該当する者  
二 前号に掲げる者のほか、児童の保育に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるもの

（改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行に伴う経過措置）  
第四条 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に改正法による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第三十九條第一項に規定する業務を行っている新法第三十九條の二第一項に規定する施設の設置者であつて同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出ているものは、改正法附則第六條の規定により読み替えて適用される新法第五十九條の二第一項の規定による届出をした者とみなす。

附則（平成一五年三月三一日政令第一五〇号）抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

に支出される国又は都道府県の負担及び平成十四年度以前の年度の歳出予算に係る国又は都道府県の負担で平成十五年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成一五年二月二二日政令第一五六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七條から第五十九條までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年二月二二日政令第一五六号）抄

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日政令第一一〇号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年二月二七日政令第一〇二号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附則（平成一六年二月二二日政令第一〇二号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附則（平成一六年二月二二日政令第一〇二号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附則（平成一七年三月一八日政令第五三〇号）抄

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年三月一八日政令第五三〇号）抄

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日）抄

この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（児童福祉法施行令及び婦人相談所に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第三条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十三條の規定並びに第六条の規定に

よる改正後の婦人相談所に関する政令第三条及び第四条の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

よる改正後の婦人相談所に関する政令第三条及び第四条の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二四日政令第三五〇号）抄

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。  
 （児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
**第五条** 第二条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十三条の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

**附則**（平成十八年八月九日政令第二六一号）  
 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。  
**附則**（平成十八年九月二六日政令第三一九号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

**附則**（平成十八年十一月二二日政令第三三六号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附則**（平成一九年三月二二日政令第五五号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附則**（平成一九年四月一日政令第一五九号）  
 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一九年六月二七日政令第一九一号）  
 この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

**附則**（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄  
 （施行期日）  
**第一条** この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

**附則**（平成一九年二月二二日政令第三六三号）抄  
 この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

**附則**（平成二〇年三月三十一日政令第一一六号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

**附則**（平成二〇年六月二七日政令第二二二号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成二十年七月一日から施行する。  
**第二条** この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第十九項に規定する補装具の購入又は修理、同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び同法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援（以下この条において「障害福祉サービス等」という。）について適用し、この政令の施行の日以前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

**附則**（平成二二年三月三十一日政令第三六号）  
 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附則**（平成二二年三月三十一日政令第三九号）  
 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附則**（平成二二年六月二六日政令第一六七号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

**第二条** この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援

法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等及び同法第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療（以下この条において「障害福祉サービス等」という。）について適用し、この政令の施行の日以前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

**附則**（平成二二年七月二三日政令第一八七号）  
 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成二二年十月二二日政令第二四九号）抄  
 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附則**（平成二二年一月二二日政令第二五五号）  
 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附則**（平成二二年三月三十一日政令第七五号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附則**（平成二二年四月一日政令第一〇六号）  
 この政令は、公布の日から施行する。

**第二条** この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第十九項に規定する補装具の購入又は修理及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療（以下この条において「障害福祉サービス等」という。）について適用し、同日以前に行われた障害福祉サービス等

**附則**（平成二三年三月三十一日政令第九二号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

**附則**（平成二三年四月一日政令第九五号）  
 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成二三年九月一四日政令第二八九号）  
 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附則**（平成二三年九月二二日政令第二九六号）  
 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

**附則**（平成二三年九月三〇日政令第三〇八号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

**附則**（平成二三年一〇月二一日政令第三二二号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
**附則**（平成二三年十一月二六日政令第三三九号）  
 この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。  
**附則**（平成二三年十二月二一日政令第四〇七号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附則**（平成二四年二月三日政令第二六号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
**附則**（平成二四年三月一四日政令第四七号）  
 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
**附則**（平成二四年九月二〇日政令第二四四号）抄





法施行令第三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「四万」とあるのは、「六万」とし、平成二十九年及び平成三十年度における同項の規定の適用については、同号中「四万」とあるのは、「五万」とする。

附則（平成二十九年三月二十九日政令第六三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年九月二日政令第二四六号）抄  
この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附則（平成二十九年一月二七日政令第二九〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、附則第四条の規定（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四条第六号の改正規定に限る。）及び附則第十二条の規定（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第六条第六号の改正規定に限る。）は公布の日から、次条の規定は法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年一月一日）から施行する。

附則（平成二十九年二月二八日政令第四三三三三号）抄  
この政令は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月二日）から施行する。

附則（平成三〇年三月二二日政令第五四四号）抄  
この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月二二日政令第五五号）抄  
（施行期日）  
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年六月一五日政令第一八六号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事又は都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行っている許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の三及び児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成二十九年政令第四百七十二号）第二条の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（以下「児童相談所設置市」という。）の市長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の市長等の行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の市長等に対して行った許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

附則（平成三〇年七月一九日政令第二一三三三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

附則（平成三〇年七月一九日政令第二一三三三号）抄  
（経過措置）  
第四条 児童福祉法施行令第二十五条の五第一項の規定（同令第二十七条の四における利用者負担世帯合算額の算定に適用する場合を含む。）は、施行日以後に支給決定障害者等（同令第二十四条第六号に規定する支給決定障害者等という。以下この条において同じ。）を受けた同令第二十五条の五第一項第五号に規定する居宅サービス等に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定による高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費の支給について適用し、施行日前に支給決定障害者等が受けた第三十三条の規定による改正前の児童福祉法施行令第二十五条の五第一項第五号に規定する居宅サービス等に係る同法の規定による高額障害児

通所給付費又は高額障害児入所給付費の支給については、なお従前の例による。  
附則（平成三〇年七月二七日政令第二一三三三号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、平成三十年九月一日から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
2 この政令による改正後の児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法第六十二条第二項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以後に行われる同法第六十二条の二第一項に規定する障害児通所支援に係る同法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給について適用し、施行日以前に行われた同法第六十二条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以前に行われた同法第六十二条の二第一項に規定する障害児通所支援に係る同法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給については、なお従前の例による。

附則（平成三一年三月三〇日政令第一三三三三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年三月三〇日政令第一三三三三号）抄  
（経過措置）  
第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令（以下この項において「新児童福祉法施行令」という。）第三十三条第一項（新児童福祉法施行令第四十五条の三第八項及び第二条の規定による

改正後の地方自治法施行令（次項において「新地方自治法施行令」という。）第七十四条の二十六第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による基準を標準として定める数の児童福祉司を確保することが困難な事情があると厚生労働大臣が認める都道府県、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市は、新児童福祉法施行令第三十三条第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の児童福祉法施行令第三十三条第一項の規定による基準を標準として児童福祉司の数を定めることができる。

2 施行日前に児童福祉法の規定により都道府県知事がした処分その他の行為でこの政令の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により都道府県知事に対してされた申請その他の行為で、施行日以後において新地方自治法施行令第七十四条の四十九の二の規定により読み替えて適用する児童福祉法（以下「読替後の児童福祉法」という。）の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、読替後の児童福祉法の規定により中核市の長がした処分その他の行為又は中核市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 施行日前に児童福祉法の規定により都道府県知事に対して報告その他の手続をしなければならない事項であって、その手続がされていないものうち、施行日以後において読替後の児童福祉法の規定により中核市の長に対して報告その他の手続をしなければならない事項であってその手続がされていないものとみなす。

4 施行日から起算して一年を超えない期間内において、読替後の児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号の規定に基づく中核市の条例、読替後の児童福祉法第二十一条の五の五第三項第一号（読替後の児童福祉法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく中核市の条例、読替後

改正後の児童福祉法施行令（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令（以下この項において「新児童福祉法施行令」という。）第三十三条第一項（新児童福祉法施行令第四十五条の三第八項及び第二条の規定による

改正後の児童福祉法施行令（次項において「新地方自治法施行令」という。）第七十四条の二十六第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による基準を標準として定める数の児童福祉司を確保することが困難な事情があると厚生労働大臣が認める都道府県、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市は、新児童福祉法施行令第三十三条第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の児童福祉法施行令第三十三条第一項の規定による基準を標準として児童福祉司の数を定めることができる。



る部分に限る。)、第二十五条の二(第二号へに係る部分に限る。)、第二十五条の十三第一項(第三号に係る部分に限る。)、第二十七条の二(第四号に係る部分に限る。)、及び第二十七条の十三第一項(第三号に係る部分に限る。))の規定は、小児慢性特定疾病医療支援(児童福祉法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下この条において同じ。))が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児通所支援(同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下この条において同じ。))が行われた月が同月以後の場合における同法第二十一条の五の二の障害児通所給付費の支給及び障害児入所支援(同法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下この条において同じ。))が行われた月が同月以後の場合における同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給について適用し、小児慢性特定疾病医療支援が行われた月が同年六月以前の場合における当該小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児通所支援が行われた月が同月以前の場合における当該障害児通所給付費の支給及び障害児入所支援が行われた月が同月以前の場合における当該障害児入所給付費の支給については、なお従前の例による。

**附 則 (令和三年八月六日政令第二二八号)**

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(許可、認可、措置等の効力)

2 この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関(以下「都道府県知事等」という。))が行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行っている許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日(以下「施行日」という。))以後児童福祉法施行令第四十五条の三第一項及び第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十二号)第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市(特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。))の長又は児童相談所設置

市が設置する児童相談所の所長その他の機関(以下「児童相談所設置市の長等」という。))が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に対して行った許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

**附 則 (令和三年一〇月二〇日政令第二八九号) 抄**

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第二十二條の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。))以後に行われる小児慢性特定疾病医療支援(児童福祉法第六条の二第三項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。))に係る同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給について適用し、施行日前に行われた小児慢性特定疾病医療支援に係る当該小児慢性特定疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則 (令和三年一〇月二九日政令第三〇二号)**

この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。